

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

令和5年4月25日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
豊稔池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	宮の下地区	令和5年3月17日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	平池地区	令和5年3月17日
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池事業)	高丸池地区	令和5年3月17日
観音寺市観音寺町土地改良区	水利施設等保全高度化事業 (水路改修事業)	有明畑かん地区	令和5年3月27日
豊中町土地改良区	集落営農推進生産基盤整備事業 (かんがい排水事業)	井ノ口地区	令和5年1月24日
観音寺市大野原町花 稲土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	砂地区	令和5年2月28日